

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業基盤整備機構の業務見直し（融資制度の対象拡充）		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「中小機構法」という。）では、第15条第2項第9号において、小規模企業共済事業の業務に関する勘定に属する資産の安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、共済契約者等に対して資産運用の一方法として事業資金等の貸付けを行う融資業務が認められている。 なお、当該融資業務は、法人税法施行令第5条第1項第3号ロハにて収益事業から除外されている。</p> <p>・特例措置の内容 小規模企業共済制度の加入対象者である農事組合法人の役員（平成17年4月に小規模企業共済法施行令を改正し追加）は、共済契約者貸付制度の対象となっている。他方、農事組合法人に対する貸付けについては、現行は対象外となっている。 第189回国会で可決・成立した小規模企業共済法の改正で、中小機構法を改正し、法律で規定されていた貸付対象者を政令事項化する。 今般、農事組合法人役員の共済加入者数が企業組合役員や協業組合役員と同程度となっており、当該制度が農業関係者に周知されてきたことから、政令で企業組合や協業組合と同様に農事組合法人を対象とし、共済加入者の利便性の向上等を図ることしたい。 これに併せて、新たに追加する農事組合法人についても法人税法施行令第5条第1項第3号ロの対象とすることを要望しており、法人住民税及び事業税においても、地方税法施行令第7条の4及び第15条に基づき同様の取扱いを要望するところ。</p>		
関係条文	<p>○法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）（抄）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。</p> <p>三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ロ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十一号及び第十三号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業</p>		
減収見込額	[初年度] ー（ー）	[平年度] ー（ー）	（単位：百万円）

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 本貸付制度は、小規模企業共済契約者に対して事業資金等の貸付けを行う制度として位置づけられる。 第 189 回国会で可決・成立した小規模企業共済法の改正で、中小機構法を改正し、法律で規定されていた貸付対象者を政令事項化するのにあわせ、政令で企業組合や協業組合と同様に農事組合法人を対象として、共済加入者の利便性の向上等を図ることとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 農事組合法人の役員については、平成 17 年 3 月に改訂された「食料・農業・農村基本計画」の中で、農業経営の法人化に向けた取組みを推進することとしたことを受けて、農業経営の法人化を推進するために、法人の経営の安定に資する退職金制度の充実を図ることが重要との観点から、平成 17 年 4 月の小規模企業共済法施行令の改正により加入対象に追加されたもの。加入と併せて、貸付けにおいても、農事組合法人の役員は共済契約者として貸付けの対象となっている。 他方、農事組合法人そのものへの貸付けは、当時、利用が見込めなかったため、現行は対象外となっている。 今般、農事組合法人役員の共済加入者数が、企業組合役員や協業組合役員と同程度となっており、農業関係者に対する制度の周知が進んだことを踏まえ、農事組合法人を貸付けの対象に加えることとしたもの。 なお、「食料・農業・農村基本計画」は、平成 27 年 3 月に改訂されており、農業経営の法人化等の加速化を盛り込んでいる。こうした観点からも、貸付けの利用を可能として制度の利便性を高めることで、農業経営の法人化に寄与できるものと考えられる。 農事組合法人への貸付けを円滑に実施するためにも、新たに貸付対象に追加する農事組合法人についても法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号口の対象とし、併せて事業税においても、地方税法施行令第 7 条の 4 及び第 15 条に基づき同様の取扱いとすることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3. 経営安定・取引適正化															
	政策の達成目標	小規模企業共済契約者に対する貸付制度を整備することで、共済制度の利便性・魅力の向上を図り、経済環境の変化の影響を受けやすい小規模企業者の事業資金等の確保を容易にすることで、小規模企業の経営者が安心して事業に注力できる環境を整備する。															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	法人税法施行令による措置															
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ															
政策目標の達成状況	<p>現行の小規模企業共済契約者貸付制度は、共済契約者に貸し付ける制度として昭和48年度から実施。事業資金等を貸し付ける「一般貸付け」と一定の条件により低利で資金を貸し付ける「特別貸付け」があり、小規模企業者の資金確保に大きな役割を果たしている。</p> <p><参考>一般貸付け（共済契約者向け）の貸付件数、金額</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>142,215件</td> <td>479,059百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>134,926件</td> <td>457,455百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>131,120件</td> <td>446,135百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>126,730件</td> <td>432,462百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>120,312件</td> <td>411,465百万円</td> </tr> </table>		平成22年度	142,215件	479,059百万円	平成23年度	134,926件	457,455百万円	平成24年度	131,120件	446,135百万円	平成25年度	126,730件	432,462百万円	平成26年度	120,312件	411,465百万円
平成22年度	142,215件	479,059百万円															
平成23年度	134,926件	457,455百万円															
平成24年度	131,120件	446,135百万円															
平成25年度	126,730件	432,462百万円															
平成26年度	120,312件	411,465百万円															
有効性	要望の措置の適用見込み	平成26年度の共済契約者貸付けの実績から、貸付け実行は、企業組合、協業組合及び農事組合法人で約25件、約8,550万円となる見込み。															
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	今回の貸付対象の拡大において収益事業からの除外を適用することにより、農事組合法人と企業組合・協業組合の間の公平性を確保し、農事組合法人にも同様のサービスを提供することが期待されるものである。															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
	要望の措置の妥当性	本貸付制度は、共済契約者等に対する貸付制度であることから、公平性を確保するためにも同様の取扱いとすべきと考える。															

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>共済契約者貸付け（一般貸付け）の過去3ヵ年の実績は、以下のとおり。</p> <p>H24fy:131,120件 446,135百万円 H25fy:126,730件 432,462百万円 H26fy:120,312件 411,465百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新たに貸付対象に追加する農事組合法人についても法人税法施行令第5条第1項第3号口の対象とすることで、農事組合法人への貸付けを円滑に実施し、同法人についても、事業経営で生ずる急な資金需要にも対応することが期待される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>法人税法施行令においては、昭和48年の貸付制度開始時から非収益事業として取り扱われている。</p>
<p>ページ</p>	<p>13—4</p>